

参考資料 5

マンションの建替えの円滑化等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令（新旧）

新	旧
<p>（法第十二条第七号の国土交通省令で定める住戸の規模、構造及び設備の基準）</p> <p>第十五条 法第十二条第七号の国土交通省令で定める施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>一 各戸が床面積（施行再建マンションの共用部分の床面積を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）五十平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）<u>がない者</u>（以下この条において「<u>単身者</u>」という。）の居住の用に供する住戸にあつては、二十五平方メートル）以上であること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸（<u>単身者の居住の用に供するものを除く。</u>）にあつては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以上とすることができる。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 <u>前項第一号の規定にかかわらず、住宅事情の実態により必要があると認められる場合においては、法第十二条第七号の国土交通省令で定める施行再建マンションの住戸の規模の基準を、各戸の床面積が五十平方メートル（単身者の居住の用に供する住戸にあつては、二十五平方メートル）以下で都道府県知事が定める面積以上であることとすることができる。この場合においては、併せて、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸（単身者の居住の用に供するものを除く。）にあつては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以下で都道府県知事が定める面積以上とすることができる旨を定めなければならない。</u></p>	<p>（法第十二条第七号の国土交通省令で定める住戸の規模、構造及び設備の基準）</p> <p>第十五条 法第十二条第七号の国土交通省令で定める施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>一 各戸が床面積（施行再建マンションの共用部分の床面積を除く。<u>以下この号において同じ。</u>）五十平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）<u>がない者の居住の用に供する住戸にあつては、二十五平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸（<u>現に同居し、又は同居しようとする親族がない者の居住の用に供するものを除く。</u>）にあつては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以上とすることができる。</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p>